

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄関係4 返還交渉前史（対米・対内）( I )

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43709">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43709</a>

大  
臣  
マ  
カ  
サ  
マ  
ノ  
会  
談

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

大政事外外 務務 次次 臣官官審審長	總番号(TA) 36431 67年9月15日19時10分 67年9月16日01時15分	主省 ワシントン 本省 北洋局長
儀人計公債 文電領 參資 參北東 長中西 北參保 長 中參南 移長中住 歐參英 長西東 近近 ア 長 商国米 二カ 參調 統ラ 長 一過ス 長 參經贈贈 協政技 長国 參協 長条規 國參軍社 長政経科 前參内 長道外 文文 長文二	外務大臣殿 臨時代理大使 総領事 代理	
	三木・マクナマラ会談	
	第2580号 暗 (特秘) 至急	
	三木大臣は15日午後4時半よりマクナマラ国防長官と会談し、大臣より日本の安全保障及び極東の平和と安全に関する見解を説明し、その一かんとしてオキナワ、オガサワラ問題にも言及したるに対し、長官より日本の国内問題は理解を有する積りであるが、米国は極東の平和と安全のため極東諸国と責任を公平に分担して行きたいと考える旨を説明し、オキナワ、オガサワラ問題は今後共日米両政府間でよく話し合つて行くべき問題なりと考える旨を述べた。委細は大臣御帰朝後総理に報告される御考へである。以上とりあえず報告する	
		(3)

極 秘  
無 限  
5 号  
3 号

三木大臣、マクナマラ国防長官  
会談録

三木大臣は、15日午後4時半より約45分マクナマラ国防長官と会談したところ、記録次のとおり。

(同席 下田大使、近藤外務審議官、東郷北米局長、<sup>ワオ-ス</sup>ハルバリン、ジョンソン大使、通訳 渡辺、ウィッケル)

大臣 忙しいところを会う機会を与えられ感謝している。

日本では極東の安全に対する関心が増大し、政府は本年5年間70億ドルの3次防を決定、自衛隊の質的向上をはかろうとしている。

しかし、これだけでは防衛力として不十分であり、日米安保体制の継続を望んでいる。

日本は軍事的には外国に関与しえないが、経済、社会開発の面で貢献したい。66年度にはこの面で5億4000万ドルを支出している。この面でアジアの安定に寄与したいわけである。

2

米国がヴェトナムで、共産主義の力による浸透を防ぐため全力を尽している立場は理解している。新聞はいろいろいつてもいるが、政府は米国の高価な犠牲を評価しており、米国が戦争を望んでいないこともよく分っている。

日本としても、主としてモスクーにおけるわが国の外交ルートを通じてなほとかハノイに交渉のテーブルにつくよう説得できないかと努力しているが、たいした手がかりはつかめないでいる。

長官の発言はいつでも日本の新聞に大きく取り上げられる。最近も北爆のみでは軍事目的達成に不十分であるので、17度線からラオス国境で、北からの浸透を遮断し、問題をヴェトナムに集中して解決するとの発言が報道された。自分は reasonableな考え方であると思う。

最近の南越選挙は進歩であつた。南越政府が民心をつかむことが必要であり、民主的で国民の信頼をえた新政府が作られることを願っている。われわれも新政府への援助を検討している。



ヴェトナム紛争に関し、日本のやることは、南越政府への援助のほかは限られたものである。しかし、紛争終結のため小さなことでも努力したい。

この関連で紛争終結の見通し等長官の見解はいかん。

長官 その前に、自分は安保条約の継続を希望するとの大臣の希望に同感である。しかし、米国によつて現在は、行政府がそれを希望しているという意味での「希望」にすぎない。米国内には自国のみが、ほかからの政治的、軍事的支援なしに単独で重い責任を背負わされているとの感じが強まりつつある。国民は、他国もその責任を分担すべきであると主張しはじめている。

日米安保条約については、その経緯、日本の国内事情等は承知している。従つて今日ただ今この責任を分担してもらふことまでを期待しているのではない。ただ、先般も日本の政治的指導者の一人が、ヴェトナム政策を批判しつつ、一方米国との安保体制を継続したいと述べたこ

とがあるが、かかる二律背反の立場は、長くは認められない。米国民が、他国は米国によつて"free ride"(便乗)を与えられていると考えはじめていることは、米国政府にとつて重大な問題である。

この点日米間に将来の調整が必要となる。

ヴェトナムについては、緩慢な進歩はあるが、卒直にいつて、いついかなる形で紛争が終結するかは予言できない。ハノイに交渉に向つての意味のある動きは全くみられていない。一方南越でヴェトナムが崩壊するかもしれないといつた徴候もみられない。紛争は長期的な緩慢な消耗戦になると思う。

米国の目的は限定されたものであり、北越征服の意図等はないのであり、一方米国の力は巨大なのであるから、究極的には成功すると思う。

しかし、いつかということとは分らない。

米国内での重大な問題は、国民が自分達のすべき以上のことを要求されており、今後再びそのようなことがあつてはならないと考えはじ

めていることである。現在上院外交委員会で、まさにこの問題を検討しているわけである。

大臣 総理は10月にベトナムを訪問する。今回がはじめてであるが、現地で新しい指導者と話合いたいと考えている。

長官 総理がベトナムに行かれると聞いて喜んでいる。政治的にも勇気を要した行動であると思う。

大臣 御承知のように、沖縄問題が日本の世論で大きな問題となつている。その背景には、戦後20年のときの経過がある。この問題については、日米間で聰明な解決がはからねばならない。

沖縄が日本を含む極東の安全保障のために果たしている役割りは十分認識している。<sup>十分</sup>世論とをどう調整するかが問題の中心である。

日本では軍事的知識が低く、米国はこの地域で責任をもち、十分な知識をもつていようから、長官から卒直に、沖縄の極東の安全保障上の役割りについてうかがいたい。うかがいたいのは、現在の極東情勢の下での沖縄の戦略的価値、基地のそなえるべき要件及びその背景としての中核の核を中心とする軍事能力の評価である。

長官 この問題の重要性は理解している。しかし、問題はさらに広範に、安保条約、日米相互の利益といった面をも含めて取扱われるべきである。安保条約は、日米の利益の相互性に基礎をおかねばならないことを申し上げたが、沖縄にも同じ

7  
ことがあてはまるのである。

沖縄の軍事的価値はどうかときかれれば、一言で答えればきわめて重要であるというしかない。しかし、これは日本の沖縄施政に対する関心にとつて鍵ではない。

問題は、日本が共同防衛について米国になにをしてほしいと考えるかである。もし現在どおりのことを継続してほしいというのであれば、沖縄の現体制が必要である。それとも日本側の支持がなければ、沖縄からの行動ができない形になるとすれば、米国の沖縄からの行動について一層大きな責任を分担してもらえるのであろうか。これらこそが問題なのである。

中共の核能力については、ほぼわれわれの予想どおりの経過をたどっている。今後は今年末までに原初的なI O B Mのテストを行ない、

1970年代なかばまでに小規模ではあるが、軍事的に意味のあるI O B Mを配備すると考えられる。

ところで極秘裡にお伝えするが、月曜日に、

8  
1970年代なかばに中共が配備するかもしれないI O B Mに対する防衛のためのA B Mの生産を行なうとの決定を発表することとなる。

この決定が賢明かどうかをうたがわれるかもしれない。米国の核能力が大きな優位に立っていることは認識しており、この決定はどちらにするかすれすれな(marginal)ものであつた。米国は、アジアの友邦の感じている脅威をなくするためにこの決定を行なうのである。米国と中共の核能力の対比からみて、中共が核を使用するとは考えていない。しかし、中共の核により米国がその抑止力に影響を受けるかもしれないとの危ぐをなくする必要があると考える。

大臣 沖縄問題の中核は核基地にある。核戦略なるものには変化があると思うが、どのような変化を予想しておられるかうかがいたい。

長官 これでも問題は、日本が米国に対し、どのように日本を防衛することを望むかに帰着する。

10年位の間、中共は米国を攻撃することはできないが、日本その他の周辺諸国を攻撃す

9

することはできる能力をもつことになるのである。その場合日本は、米国が日本を防衛すること、中共を抑止する能力をもちつづけることを望むのかどおりか。望むのであれば、米国はどこにその能力をもちうるか、そうすれば沖縄は可能性の1つとして考えざるをえない。

米国がこの問題を決定することはできない。

日本自身で決定しなければならないのである。

大臣 問題が究極的に日本の決意にあることは分つている。しかし、日本は核をもっていないため、核に関する戦略的知識に乏しい、そこで核に対する評価というものを知りたいわけである。

長官 軍事的に言えば、日本を防衛するためには、ポラリス及びその他の沖縄に基地をおくものを含む核が必要であるということになる。その点うたがいはない。

問題は、日本がこのような形で米国が日本を防衛することを望んでいるか、もし、そうでなければ、他の方法があるか、であり、もし他の方法がなければ、そこで最も根

10

本的な問題にぶつかることになるわけである。

大臣 沖縄の軍事的な重要性は分つているが、日本人は小笠原は別だと感じている。日本人は従つて、小笠原の方が軍事的には、沖縄より早く解決しうると感じている。この点で小笠原に関する戦略的問題についても、くわしくうかがつておきたい。

長官 小笠原の方が問題は簡単であろうことは認識している。これについては話し合いを続けたい。ただいつ、いかなる形で解決しうるかはまだ分らない。

大臣 沖縄問題がでてきたことの副作用の1つは、国内で安全保障問題に関する認識が増大したことである。今やすべての政党がこの問題を語りだしている。

長官 そうでなければならぬと思う。日本がわれわれ共通の利益を認識し、いかにしてその利益を維持し、安全を保障するかにつき、米国を助けることを望んでいる。もちろん今すぐにと

はいかないことは分る。

大臣 政治家だけでなく、国民一般が安全保障について考えるようになった。先般東欧諸国が、いかに安全保障に関心を有するかに印象づけられたが、沖縄問題の結果わが国でもその認識は深まっている。

長官 結構である。

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外官  
務務房  
次次  
臣官官審審長

人計会領  
文電領  
長閣  
長閣

北東  
長閣

北西  
長閣

中移  
長閣

中住  
長閣

西東  
長閣

近ア  
長閣

商国米ア  
二カ  
長閣

統ラ  
長閣

一適ス  
長閣

経参経贈贈  
協政技  
長閣

国参協  
長閣

条規  
参軍社專  
長閣

政経科  
参内  
長閣

道外  
文文二  
長閣

総番号(TA) 36573  
67年9月16日19時10分 ワシントン 猪北局長  
67年9月17日08時22分 本省 着

外務大臣殿 下田(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

三木・ラスク会談

第2595号 暗 特秘 大至急

往電第2552号に関し

16日午後約2時間にわたり第2回三木・ラスク会談が行  
われたところ、おきなわ、おがさわらに関する部分の大  
要次の通り(大臣、長官、両大使のみ出席)。

1. おきなわ施政権返かん問題に関し大臣より、国内情勢  
を説明の上総理訪米についての関心はこの一点に集中して  
いるところ、訪米の際は従来と異なり、施政権返かんを前  
提として両国間でその方途を検討していくことに合意する  
というところまで前進がなければ国内政治的に重大な結果  
を招くことさえおそれられる。とくり返し説明した。ラス  
ク長官は本件には根本的な極東の安全保障の問題と、国内  
政治上の問題とがあり、その両者が混同されてはならない  
。前者は人類の生存自体がかかる問題であり、最も重要な  
ことは中共に対し米国が太平洋から撤退せんとしているご  
とき誤解を決して与えてはならないということである。さ  
らにこの関連では米国内にも米国が一方的に重い責任を負

極秘

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

いすぎているとの意見は強まっている。従って総理訪米の  
際はまず以上述べた様な安全保障の問題について総理と大  
統領の間に真の相互理解がなされねばならない。かかる相  
互理解がなされた上ではじめて安全保障上の必要を害する  
ことなくそう方の国内世論の必要を満たし得る方途、つま  
り米国が結局はおきなわを返かんするという事をさらに  
明確に指向する方途も見出し得ることになるかも知れない  
。ただしこの場合でも早期返かんは不可能と思う。上に述  
べたような方途については今後東京、ワシントンそう方で  
話し合いを続けて行きたい、と述べた。

2. おがさわらにつきラスク長官は、具体的に(1)おき  
なわ問題に悪影響を及ぼさないか、(2)いおう島につき  
米国の国民感情、および中共の核のきょういが増大しつ  
つある現状での戦略的考慮のそう方から困難がある、との問  
題があるが、さらに検討を続けたいと述べた。

3. 大臣より、簡単に主席公選、経済長期計画に対する協  
力、プライス法に言及し、先方はいずれも注意深く検討し  
ている旨述べた。

(3)  
(枝村長に連絡済)  
(0920 電信海山科)

極秘

極 秘  
無 期 限  
5 部の内  
3 号

三木大臣、ラスク長官会談録  
(Ⅱ) (9月16日(土)午後)

三木大臣は、ラスク長官と午餐をともにしつつ約2時間会談した(同席、下田、ジョンソン両大使、通訳渡辺、ウィッケル)

長官 ABM問題の発表につきマクナマラ長官からきかれたと思いが。

大臣 うかがつた。東京でもオズボーン公使から牛場次官に通報があつたとの電報を受けた。

長官 核不拡散条約をまずとり上げたい。

大臣 現在自分が問題と考える点は次のとおりである。

まず第1に、前文の中に、世界の緊張緩和を促進し、軍縮条約を通じて核軍縮を行ないたい旨がうたわれているが、ここで軍縮の意図そのものをもう少し明らかにできないであろうか。ラスク長官には意見があるらし、核保有国の立場からは力の均衡を保つという考慮もあろうが、日本の国民感情からすれば、核兵器開発能力が

あるのに、それを永久に放棄するとい<sup>12</sup>うのであるから、核軍縮に進む意志を保有国にも明らかにしてほしいとの強い希望がある。

第2に、日本は核兵器開発の意志もなく、条約に抜け~~裏~~を作ろうとの意志もないが、平和利用の問題がある。日本は石油の99%、年間1億トンを輸入しており、輸入エネルギー源が全体の60%にも達し、さらに増加している。そこで原子力発電等に対する期待は大きく、平和利用の面では世界の一流国になりたいというのが強い願いである。従つて本条約がそれを阻害しないことを強く望んでいる。

第3に、将来核爆発エネルギーの平和利用が可能になつた場合には、平等にこれを利用する機会をもちたい。

第4に、現在ブランクになつている第3条の査察について、平等であること、できるだけ機械化されること、核物質そのものに対して行なれること、及びソ連は応諾しないかもしれないが、英、米は同意しているごとく、核保有国に

対しても行なわれることを主張したい。

第5に、変りゆく科学技術に対処していくためにも、条約のレビューは5年毎にしてほしい。

最後に、本条約にできるだけ多数の国が参加しうるようするため、国連決議等によつて非同盟国の安全保障をはかる必要がある。特に非同盟国というのは、他の非保有国はおおむね地域的安全保障条約をもっているからである。

政府の方針は、この条約に賛成するとの方向に国民的コンセンサスを作る努力を行なうというにある。この問題だけは、超党派的に話し合いを行なつており、署名にもつていきたいと考えている。

長官 まず第1の点については、米国は核軍縮につき大きく前進する用意があるが、ことを複雑にする2つの問題がある。第1は、フランス、中共がこれに賛同していないこと、第2は、不拡散の法的条件 (legal condition) としての核軍縮は受諾しえないこと、である。第2点で、前文と本文との差は重要なのである。

米国は核保有国は一国あればそれで多すぎるとの立場である。今朝フォスター大使と話したが、前文のこの表現を強めることは可能であるように見える。従つて上に述べた2点を除き、困難はないと思う。

大臣 前文は核軍縮ができるようにするため、世界の緊張緩和を望むとの表現になつているが、これを逆に、核軍縮を行なつて緊張を緩和するとの方向に変えてほしい。

長官 米国はソ連と攻撃用、防衛用ミサイルの削減につき話し合いたいと思つているのである。ソ連もそれを欲しているのかもしれないが、グラスボロ会談でも相当強い主張をしたに拘わらず、まだ具体的な交渉の日取りは決定されていない。米国は前進したいと思つているが、ソ連が話し合いに応じたくないのだとすると難しい。

この関連で1つ心にとめておいてほしいことがある。それは米国はかりに中共と戦うごときことになつた場合、通常兵器のみによつて戦つて出血量で死んでしまうというようなことは



できないということである。

第2の点について問題はない。本条約は軍事目的にのみ関するものであり、平和目的のための利用を妨害しようとするものでないことは明らかである。

大臣 原子力専門家を適当な機会に送ってもらつて日本側の専門家と話合ってもらうことになるかもしれない。

長官 承知した。第4の点について、ブラジルの主張があるが、これは口実であると思つている。なぜなら、山を崩せる核爆発は、都市を破壊すること<sup>もひき</sup>もあるからである。核保有国は、平和利用のための核爆発物を希望する国に提供するアレンジメントを作る必要があると思つている。しかし、2つの目的を分離して扱うことは、本条約の目的にそぐわない。

大臣 平和利用について他の条約を作るといふカナダ案をどう考えるか。

長官 平和利用のための核爆発物を国連安保理または他の特別のアレンジメントを通じて提供す

るようにすることは可能である。もつともフォール・アウトによる汚染の問題は残る。米国は核拡散をもたらしことなく、この目的を達成するため、なんらかのアレンジメントにつきソ連と合意したいと望んでいよう。

大臣 本条約締結の機会に別の条約で、この点の保証を与えるというのは1つのアイデアであろう。

長官 それは可能であろう。これは検討の用意がある。

第4の点については、米ソ間に意見の不一致はなく、問題はユーラトムとの関係だけである。現在働きかけているが、フランス、イタリア等が問題を複雑にしているわけである。イタリアは核武装の可能性を放棄することが、威信の問題にかかわると考えてごたごたいつているのだと思つている。この点についてはなんらかのアレンジメントができるものと希望している。

大臣 日本はユーラトムをじやましたいといつたことを主張しているわけではない。IAEAの

7  
査察と、ユーラトムの査察が同じものであり、できるだけ簡単であるべきことを主張しているわけである。

長官 その点は同意する。

大臣 第3条は、米ソ間でいまだ合意が成立していないのか。

長官 ロシヤ<sup>シ</sup>ン代表の草案が可能性のある草案である。ただまだユーラトムの見解が回答されてきていない。どうもドゴールは協力的でない。

第5の点については、若干の国が条約の無期限有効というものが長すぎるとして、期限を問題にしている。この点は、たとえば25年と切ることは可能である。その間にレビューや改訂の問題をwork outすることができる。

大臣 一応5年毎と規定しておいて、必要が<sup>け</sup>きければやらないということにできないか。この問題は日本国民を説得するのに是非必要であり、強く希望したい。

長官 問題はなにをレビューするかである。もし核不拡散という根本的考え方そのものをレビュー

8  
一するといっているのであれば懸念せざるをえない。

すべての国が、その5年間に着々と準備を進め、5年目に核を保有するというようなことになるのは問題である。

大臣 そういう意味ではもとよりない。根本的な考え方を再検討するといっているのではなく、核兵器の開発をその間にやろうというのでもない。平和利用を阻害しないというが、実際にしていないかどうかの問題、核軍縮の問題等を再検討するのである。

長官 なんらかの解決は見出せるかもしれない。

原則的には大きな困難はない。

大臣 核兵器開発の機会として5年毎のレビューを使うといつた考えは根本から直すべきである。ただ平和利用の問題につき、条約はたしかに改善されたが、実際の適用においても、これを阻害しないかとの不安が国民の間にある。そこでこの点については米国が骨折つてくれるよう強く望みたい。

長官 平和利用については、大臣の考え<sup>て</sup>がおられ

る点に答えらると思う。具体的にはさらに話合  
うことが可能であろう。

保有国に対する査察について、米国はそれを  
受入れる用意があるが、ソ連が拒否している。  
先般の訪ソの際、この問題を提起されたか。

大臣 自分はそれが必要である理由をまづほど挙  
げて説いたが、先方は非常に不機嫌な顔をし、  
軍事利用のための核開発の許される国に査察の  
必要にない。核兵器をもたない国が開発しない  
ようにするため査察をするのであると答えてい  
た。

長官 ロシアに圧力をかけられることに反対はな  
い。自分はグルムイコにこの話をし、もう少し  
考えてもらいたいといつたが、考える余地はな  
いと答えていた。

大臣 そういうことであれば、ソ連に大いに圧力  
をかけることとしよう。

長官 非同盟国の安全保障の問題はきわめて重大  
な問題である。なぜならこれは1億の米国民の  
生命を開戦後一時間に賭けることを約束するこ

とになるからである。

大臣 国連決議でもそうか。

長官 唯一の可能性は、国連安保理常任理事国に  
よる共同行動を保証するための安保理によるコ  
ミットメントである。

米国としては、インドを本条約に参加せしめ  
ることだけのためにソ戦と核戦争を行なう危  
険をおかすようなことは絶対にできない。

大臣 安保理となるとフランスが拒否権を行使す  
るのではないか。

長官 この点については、自分とグルムイコとの  
間に完全な理解がある。安保理の枠の中でなら  
ばなんらかの可能性はある。

大臣 インドは是非本条約に加入させる必要があ  
る。さもなくばパキスタンも加入しないことに

なる。  
長官 (しかし先般デサイ初めに話したが、ソ連は特に重厚性を認めないが、)

~~長官~~ ~~先般~~ デサイに対し、条約自体に核  
攻撃に対する保証を入れることは、米国からみ  
れば、各国と安保条約を結ぶのと同じようこと  
になり、できることではあるまい。そのように

ことでは議会でも難しいことになろう。従つて  
国連決議によるほかあるまいと述べたが、デサ  
イは特に否定的なことにはいわなかつた。

下田大使 自分の印象では、インドは当初はむしろ  
核保有国からの攻撃がなされないとの保証に  
関心を有するようであつたが。

長官 しかし、ソ連は中共を代弁することはでき  
ない。

大臣 インドはやはり第一義的には中共からの核  
攻撃に対し、米国、ソ連が守つてやるとの保証  
に関心があるのであろう。

長官 共同保証と単独保証は全く別のものである。

大臣 日本はとにかくできるだけ多数が本条約に  
参加することが必要であると考え。イタリア  
も参加しない、インドもしないというようなこ  
とになつては、日本自体にも困難が生じるかも  
しれない。

長官 ここで沖縄問題を話したい。この問題につ  
いては、2つのレベルの話し合いがあると思う。  
第1は、現実主義に基づく根本的な事実のレベ  
ルでのものであり、このレベルの問題について  
は、大統領が総理との間に密接に連絡しつづけ  
ることとなろう。

現在及び将来にわたり、米国は日本に対し、  
安全保障上のコミットメントをしている。これ  
に対し日本は、自国の防衛に関するものを除き、  
米国に対し安全保障上のコミットメントはして  
いない。われわれは、日本に対し開戦後1時間  
に1億の米国民の生命を賭けることを誓約して  
いるのである。

自分がゴルフをしているときでも、常に傍ら  
に無線受信機がある。それはこの誓約のためで  
ある。これは人類の生存の問題であり、国内政  
治や世論対策の問題等は、これに比べれば全く  
重要でない。

第2のレベルは、国内政治や世論である。も  
し大統領と総理とが、第1の根本的レベルの間

題を明確に認識するならば、そこではじめて国内世論や政治問題を話し合うことができる。この2つのレベルは混同されてはならない。

今から総理訪米までの間に、双方でこの第2の問題について協議を続けることを希望する。米国は過渡的な政治的困難のゆえに、究極的な安全保障の問題に制限を与えることとはできない。米国は、世論に対処するための提案を検討する用意はある。大切なことは、大統領と総理とが、中共に対し日本の安全を保証するためにはなにが必要とされるかという根本的な問題について、完全な相互理解に到達することである。

なにが中心的な問題であるかが明らかにされねばならず、その上で世論の問題は、<sup>特定</sup>将来の問題として検討することができよう。

総理訪米の際、この問題についてなんらかの前進を反映しうるように、今から訪米までの間話し合いを続けることを希望する。

われわれとしても、日本の防衛のために米国

民の生命をコミットしているのに、日本がその責任を遂行させないというのでは議会への説明にも窮する。さらに、これは単に米国の世論の問題にとどまらず、日本の生存と、米国の生存そのものにも関する問題なのである。

大臣 いわれるとおりである。日本も核時代にあつて、戦略上、安保条約により米国の抑止力に依存せざるをえないのであり、安全保障、生存という第1のレベルの問題はよく分る。しかし、一方長官に分つてほしいのは、民主政治の下では世論を無視することはできないということである。2つのレベルについては、日本政府も同じ考えである。問題はこれをどう調和し、冷静かつ聡明に解決する<sup>か</sup>かである。

総理は11月、この問題に対する国民の強い期待を背景として訪米する。もしなんらかの前進がなければ、佐藤政権の将来すら難しいことがおそれられる。

長官 われわれは、琉球諸島とその住民を日本に返すことを anticipate していることを明らかに

示す partial steps に関する提案を受ける用意がある。ジョンソン大使が、すでにそのいくつかの可能性についてお話している。

1つの問題は、2つの異なる世論、すなわち日本の世論と米国の世論とがあることである。米国が米国民の生命を犠牲にしつつアジアで戦っている現在、われわれも大きな世論の問題を抱えている。両国政府は、2つの世論の間の差を解消するために努力しなければならない。自分はベシミストではなく、可能性はあると思う。

われわれは、ヴェトナム戦争を通じて、日本政府からえている静かな協力を多としている。日本政府の理解と、日本本土、沖縄の施設に関する援助を感謝する。

大臣 核基地が沖縄にあることは絶対的要件であるか。

長官 Option of a nuclear base が要件である。

大臣 現在の日本の状況では、核が厄介な問題である。米国から理解しにくいかもしれないが、国民はきわめてこれにセンシティブである。

長官 われわれは、この問題に関するセンシティブィティを理解している。これは米国が責任をもち続けるべきであるとの方向を指向しているのではないか。なぜならば米国として、これは日本の問題ではないといいうる限り問題はないが、そうでないとなると、日本にとって困難なことになるのではないか。

大臣 核の問題もタブーであつたが、核不拡散条約との関連で、はじめてオープンに論じられるに至つた。

長官 米国内でのセンシティブィティは、米国が遂行する手段なしに責任を負うことを期待されるという点にある。われわれは、他国の傭兵になつて、他国からああいふりに守<sup>れ</sup>え、こ<sup>う</sup>いふりに守れといわれるのを受諾することはできない。コミットメントは共通の共同のものでなければならない。

大臣 日本政府は施政権が返還されることになれば、重大な責任を負うことになる。そこで日本政府の責任と、それを負う決意とが大前提で

あることは十分承知している。一方政府は、そのためには国民を引っぱつて行かねばならず、またそうしうる限界をも見定めねばならない。

長官 日米双方にとつて最も重要なことは、われわれが抑止力の諸要素を最大限に活用しうることである。北京がもし行動を起せば、それに反撃が加えられること、またわれわれが反撃を加える能力を有することを明確に知つていれば、彼らは一層用心深くなるであろう。しかし、もし彼らはその点を混同し、誤算をすれば、日本も米国も危険にさらされることとなる。従つてわれわれの間のアレンジメントは北京にとつてきわめて明解なものでなければならぬ。

大臣 総理の訪米にあたり、これだけは腹をきめてきてほしいという要件はなにか。

長官 訪米前に世論の問題には役立ち、しかも根本的な安全保障問題を阻害しないような alternatives を話したい。

自分は、大統領選挙、ヴィエトナム、議会の動向等があるので、米国政府が、たとえば / 9

69年以前に結論に到達しうるとは信じられない。

近い将来における返還は不可能である。従つて partial steps が必要である。

大臣 こういふことは駄目であろうが、すなわち、これまでは極東情勢が平静化しなければ返還は問題として取上げられない。その時期の早いことを期待する、ということだつたのを、返還するとの前提で、安全保障上の役割りが重要であるから、極東の安全を害さないような返還の形を具体的に研究するということにするのである。米側の政治的カレンダーからは時期がわか<sup>る</sup>か<sup>ら</sup>もしれないが、総理がきたときは、沖縄については、返還を前提として、その具体的準備のため今後検討を続けるということにする。また小笠原については返還する、というだけの前進を希望する。

長官 琉球諸島を日本に返すであろうことを明確にするなんらかの formulation については、よ<sup>う</sup>こんで協議に応じたい。小笠原についても検

討したい。小笠原については、(1)「小笠原は帰つた。なぜ沖縄は帰らないのか」との形で沖縄問題をめぐる情勢がかえつて悪化することはないか、(2)硫黄島は特別のケースであるので、硫黄島だけを分けて取扱うことはできないか、との2つの問題がある。硫黄島は国民感情の問題と戦略上の問題とで、米国が戦争を行なっている間に、これについての行動を起すのはきわめて難しい。さらに今後中共とも戦争をしないとはいはいい切れないのである。そこでこの問題については考えてみる<sup>したい</sup>きたい。

米国、ソ連とも、北京の現指導者が非合理的な行動をする可能性を懸念している。われわれ双方にとつて、米国が太平洋でのコミットメントから撤退しようとしているとの印象を決して北京に与えてはならないということが大切である。彼らは大きな誤算を買しうるのである。

ソ連が国連総会で、韓国から米軍が撤退することを要求する決議案を強く推進しようとしているが、北京に誤解を生じさせないためには、

そのようなことは不可能である。かりに票決結果が100対1であつても絶対に不可能である。  
大臣 そのような決議案を提出すること自体可能なことであろうか。

長官 ソ連はそうするときいている。しかし3分の2の多数はとれないと思う。

大臣 最近のユニヴァーシアード不参加にもみられるように、ソ連は北鮮に気を使っているようだ。

長官 平壤でのソ連の立場を強化して、北京に対する立場をも強化しようとしているのである。理解はしうるが賛同はしない。

下田大使 ところで素直に沖縄の問題に戻るが、沖縄の現状が日本国内の左翼、中共によつて利用されていることは、単なる世論対策の問題ではなく、第1のレベルの問題として重要である。

大臣 国内の革新勢力は、1970年の危機と称して安保体制を焦点に反米闘争を行なうことを目標にしてきた。自分は1970年は危機の年では全くない。EXPOの年であると冗談にいつきたが、革新勢力の方も、どうも安保体制では



駄目らしいという事で、沖縄問題に焦点を移してきている。それだけならまだよいが、自民党内にも、沖縄の現状では駄目だというので教育権分離返還等種々の声が出てきているし、中立的な人達も、沖縄を現状のままおくことは無理のようだとはいはじめている。

そこでラスク長官としては、安全保障について米国に責任を負わせているのではないかとのい分もあるが、自分はこの問題につき、日米友好関係を害さない形で、なんらかの解決を願うものである。日本の世論のあり方には批判もあるが、これは一つの事実でもある。そこで第1のレベルの問題はいわれらるゝとおりであるが、第2のレベルを総理と大統領とで十分話し合い、賢明にさばかなければならない。さもなくば、この問題が日本の政治上の大問題ともなりうる。

長官 われわれは沖縄を領土に追加したいとも望まなければ、住民を統治し続けたいとも望んでいるわけではない。総理にも自分は、1949年これらの島は日本に返すべきだとの意見具申

をしたが容れられなかつたことがあるとお話し<sup>た</sup>ことがある。われわれの関心は、太平洋の平和をいかに維持するかだけである。

こうしてはどうか、すなわち、まず日本側でいくつかの alternatives を作り、それを双方で話し合い、さらに米側として、安全保障の問題、米国の世論の問題等の観点からこれを検討するといふことである。そうすれば根本的な安全保障の問題を害することなく、some motion を register し、日本側の問題を解決するなんらかの方途が見出せるのではないか。

ジョンソン大使 ど<sup>ち</sup>の側もコミットメントはすることなく、しかも究極的返還を指向する中間的措置といふこ<sup>と</sup>になる。それによつて時間をかせぎうる。自分は経済諮問委員会を示唆したが、訪米までに他のものも考えられよう。

大臣 返還を前提として、安全保障上の役割りがあるのだから、when, how を検討するといふところまで行けな<sup>い</sup>か。

長官 なんらかそのようなラインでの formula

を work out することはできるかもしれない。しかし、大統領の訓令をえていないので、確定的なことは申上げられない。

大臣 平穏になつたら返えすということから、今度は返すという前提でその条件を作るということであるから、前進と考えられる。

長官 米国が返えすであろうことは明らかである。われわれはそれを expect している。しかし、大統領選挙前に返還のタイミングについて flat commitment をすることは憲法上大きな問題となりうるので不可能である。

大臣 小笠原については、米国の立場を不利にすることは考えられず、むしろ米国の善意の表われ、前進と受取られよう。

長官 この問題は検討しよう。議会の指導者とは予備的な話し合いをしたが、強い否定的反応があつた。これにはヴェトナムの影響がある。しかし検討はしよう。

ジョンソン大使 大統領が "give something away" することは難しいのである。

長官 西欧においても、自分達は米ソ間の闘争の傍観者であると考える者がある。しかし、実は西欧の安全こそが第1の issue なのである。米国は、西欧さえ安全ならば、たとえば北極熊のためにソ連と争うようなことはしない。

日本の存在する地域については、米国と中共との間に、この地域にある国々に関して問題があるのである。これらの国は、単なる傍観者ではなく、問題の根源なのである。これらの国が安全なら、米中間に争いはない。中国人が中国人であるがゆえにこれと戦おうなどとは思っていない。日本についても全く同じことである。

大臣 核の抑止力の論理が中共さえもカバーしている現在、北京がいくら ICBM 等といつても、米国に対抗しうるようになるなどとはとても考えられない。従つてもちろん中共は最も警戒すべきことはいうまでもないが、行動において中共がそれほど冒険的になるとは考えていない。

長官 北京は言葉よりも行動には慎重であり、そうあり続けることを望んでいる。しかし、北京

の指導者は大きな困難を抱えており、生命の危険さえ感じているかもしれない。彼らが非合理的にならないとは限らない。

とにかく自分からジョンソン大統領にも話すから、東京では大臣とジョンソン大使との間で話を続けていただきたい。この問題については、根本的な問題に悪影響を及ぼすことなく、双方の世論に受諾可能な道を見出し、熱をさましたい (want to take heat out of this question)\*。

大臣 長官に特に考慮ねがいたいのは、これが総理訪米の主要問題となっており、火を消すことはできないということである。結果いかによつては、現政権の政治的立場に重大な影響を及ぼしかねないということである。

長官 米国の世論に影響を及ぼす~~べき~~いくつかの要素がある。日本が自国の防衛のためにより多く貢献すれば、それだけよい影響がある。日本がアジア自由諸<sup>国</sup>の地域的連帯のためリーダーシップをより強く示せば、それも世論にはよい影響を与えよう。国際収支の問題もある。た

例えば、沖縄における現在の軍事支出が米国の日本における支出という形になることは、それだけ問題を複雑にする。

大臣 日本の国防力は、自分の計算では、現在でも世界の7位から11位の間にあり、3次防を完成すればイタリアを越えることになろう。

長官 米国は、当時の「ドル不足」問題のため相互防衛取極から外貨が流出していつてはならないということを西欧、日本で強く固執しなかつたが、これは誤りであつた。今や状況は逆になつているからである。ファウラー長官が水田蔵相にお話ししたことを十分考えてほしいと総理に伝達されたい。

大臣 水田蔵相から話をきいたが、東京に帰つて十分検討しようということになつた。

(ここでそれぞれの国連出席の日程を比較した後)

大臣 ヴィエトナム問題を安保理でとり上げる問題につき、各国を打診した結果はどうか。

長官 ほとんど熱意はみられない。ソ連のドブライニン大使は強く抵抗する旨申入れてきた。ほかにはほとんど熱意はない。米国政府としても決定はしていない。

大臣 いつ決定する見通しか。

長官 迅速な行動はとれないと思う。

大臣 沖縄問題についてつけ加えておきたい。まず自治権拡大につき主席公選の実現を望んでいる。次に経済面では、民政府の長期経済調査、計画に日本も協力したい。またプライス法についても骨折りを願いたい。

長官 主席公選は十分検討する用意がある。本土と沖縄との経済関係についても注意深く検討し、アレンジメントも検討しよう。プライス法については十分承知していないので、さらに研究する。

大臣 自民党は従来沖縄の与党に種々支援を与えてきたが、来年の選挙にもそうするつもりである。

長官 大臣と会談の機会をえて、うれしく思う。総理によろしく御伝言願いたい。

極 秘
無 期 限
5 部 の 内
3 号

### 三木大臣、ロッジ大使会談録

三木大臣は16日午後3時すぎより約30分ロッジ無任所大使と会談したところ、記録次のとおり。(同席 下田大使、ロッジ大使補佐官、通訳渡辺)

大臣 選挙等もあつたが、ヴィエトナム情勢に関するお考えはいかん。

大使 おどろくような改善はないが、事態は少し改善されている (slightly better)。すべての困難を考えあわせれば選挙は remarkable であつた。この方向が続き、後もどりがなければ、ヴィエトコンを窒息させるような現地の政治情勢が作り出され、真の実のある前進ができよう。

軍事的には施設の建設が完了した。たとえば自分がサイゴンに赴任した当時はサイゴン港1つであつたものが、今や9つの主要港があり、混雑はない。貯蔵施設、飛行場も完備され、敵は full pressure を感じはじめている。

また昨年1月サイゴン市内に18000名いた

米国人が市外に出て、2月には6000名になり、反米問題により影響を与えている。インフレもコントロールできる程度である。平定計画も十分ではないが、組織されつつある。ゲリラ掃討にもいくつかの目ざましい事例が出てきており、これが一般的に拡がっていけばよい結果をもたらそう。

今や、問題は米国内にある。現地では、われわれは軌道に乗りつつあり、このことは中山大使も認めておられた。問題は米国内世論である。

ハノイは、われわれがフランス人と同じであると考えたがつているようだが、これはナンセンスである。

大臣 バンカー大使が、ヴェトナム紛争終結は先細りになつて終る可能性もあるが、交渉による可能性もある。今年の終り頃交渉の気運となる徴候を、確かな証拠があるわけではないが感じると述べたとの新聞報道があつたが、交渉による可能性があるらうか。

大使 そういふことになつたら、自分は大変おど

ろくだろう。秘密交渉は可能かもしれないが、西歐的な意味での交渉はありえない。ヴェトナム人が敗北を公けに認めることはありえない。  
大臣 そうするとデスカレーションによる終結という従来のお考えは変りないか。

de facto の秘密の話し合いはその背後にあるかもしれない。しかし、現在その徴候もない。

北越はなんとか1968年11月まで現状を続けたいと望んでいると思う。しかし、それはできないかもしれない。

大臣 逆にジョンソン大統領はそれまでに解決したいということだろう。

大使 大統領はいつでもこれを解決したいと思つている。しかし、米国の利益を犠牲にしたり、南越を見捨たりはできない。

大臣 中山大使がブノンベンでヴェトコンと接触せんと努力したが、相手が約束のときにあらわれなかつた。これは南越政府の示唆によるもので、バンカー大使にも事前に話している。

大使 ヴィエトコンはまだ用意ができていないの

であろう。彼らはアメリカを全く知らない。米  
国は大きいだけで意志力はないので、待つてい  
ればよいと考えている。

大臣 米国はいわゆるマジノ線を作ろうとしてい  
るのか、大使のお考えはどうか。

大使 いわゆる「マジノ線心理」には反対である。  
ただ、兵員の安全を守るために material を使う  
のはよい。しかし、それでも兵員がこれを維持  
する努力は必要である。軍部がこれが必要だと  
考えているのであり、自分は特に反対はない。  
役に立つかもしれない。

大臣 北爆の停止を相手側からのコミットメント  
もなしに行なり可能性は全くないか。

大使 北爆により、北越は17万5千の人員を対  
空防衛に、32万5千の人員を損害復旧に割か  
ざるをえない。北爆は価値があるのであ  
り、これをやめるためには、それによつて平和  
に導かれると信じうる solid reason が必要である。  
なんらかの見返りなしに最強のカードを捨てる  
ことはできない。

大臣 (ソ連、東欧諸国が北爆停止を説いたこと  
を説明の上) 北爆が北越に影響を与えているこ  
とは確かのようにである。

大使 ジョンソン大統領は、なんの見返りもなし  
に、上に述べた50万の北越人員が南にくるこ  
とを可能にするようなことはできない。

大臣 南越政府が主として文官によるよい政府と  
して組織され、ヴィエトコンを崩す方向に影響  
を与えることができればよいと思ふ。これが解  
決の一転機ともなる。ただ南越政局には心配  
な点も多い。

大使 問題はフランスがヴィエトナムを意識的に  
独立の準備をしえないよう仕向けたため、独立、  
自治の準備が全くできていないことにある。

ただ仏教徒とカトリックとの関係は1963、  
64年に比べ改善されている。

大臣 しかし、今度の選挙ではカトリックが勝ち  
すぎた。

大使 カトリック教徒の方が教育程度も高く、統  
一もとれているので、こりなつたものと思ふ。

(笑いながら) 選挙とは難しいものである。

大臣　ズーをどうみるか。

大使　自分の任期中に、不正取引等をしていた理由で、米国大使館の使つていた弁護士のリストから落した人物である。きわめて能弁なだけの男である。

大臣　(冗談に)　O. I. A と関係のあつたとの説があるが。

大使　(笑いながら) われわれはそれほど賢くはない。





事務次官  
近藤外務審議官

北米局長  
参事官  
北米課長

極秘  
無期限

三本大臣・ジョンソン大臣会談  
録

(42.10.11)  
米北

三本大臣は11日午後、ジョンソン大臣の来訪を本  
会談した。記録次(同席  
者 午場事務次官、東郷北米局長、パーセル参  
事官、ワシントン参事官、通訳 米北 渡辺)



大臣: 米北の長官の、大臣の日本協会へのスピーチを  
拝読したが、内容は、日米関係の改善に最も  
光栄ある評価であり、米北の有用な方針を示す  
旨個人に伝えた。米北の意向を、

大臣: 総理訪米前に2,3回会談した。米北の意向が  
日米共同声明草案の作成に反映され、米北の意向  
に反映した。

大臣: 法務省の。今日は自分限りの発言に意見  
を述べた。米北の意向を示す。米北の意向が  
米北の意向に反映した。

大臣: 総理出発前に指示を受け、米北の意向、次  
の2点。第1に、訪米の際、日本や食糧  
東の安全保障問題につき、米北の意向を説明し  
た。第2に、日米小笠原問題、安全保障上の  
複雑な問題を含む。訪米の際、米北の意向に反映

論が中心で、この間、基本的了解に達する  
 が、まず先決問題である。自国の国民の意志を  
 体に最善をつくすため、ジョンソン大佐の会  
 談を通じて基本的了解を具体化した5月25日  
 会談(このようにある。  
 大佐：「基本的了解」は、何の意図して行われた  
 のか。  
 大佐：一言：共同声明書の第7項の最初の部分  
 と、小笠原に肉付部分がある。  
 大佐：(一読後) この意味は、安全保障上の問題  
 について合意が成立すれば、これは迅速な  
 対応を望むという理解だろうか。  
 大佐：従って経済、財政上の問題等調整を要す  
 るから、安全保障問題が最大の目的であ  
 る。

大佐：米国から2週間以内の機会に迅速な合意  
 が成るという点、安全保障問題を含め調整を要  
 する問題について基本的協定が成るという点  
 について意見を述べた。  
 大佐：「2週間以内」とは、安全保障上の問題に  
 ついて日米間の合意が成立した時という点であ  
 る。法外に責任を問われれば、先論に答えるよ  
 うに、この表現は、何の意図も持たない。  
 研究して見れば、要するに、相乗の情勢が平  
 静化するまで、平穏化はいつの間にか分らな  
 いという点と、先論である。相乗の情勢に言  
 及せずに迅速な合意を表明し、よって、安全  
 上の複雑な問題がある。よって、この点の  
 合意が成立した時が迅速な時期であるとい  
 うことである。よって、迅速な期間内の福祉増進

の議題をその次に入れ、最後に小笠原退避を  
 うたうという方針にしたい。

大臣： 具体的な訓令は受けていないが、一昨年まで  
 大臣は要する何等かの表現を予て用意してきた。  
 しかし、うさぎ長官の申し立てにより、安全保障とい  
 う事実に関する問題と先論の問題と2つの内  
 題がある。

大臣： 二つは、第2の問題である。

大臣： 自分は、先し、この2つの共同声明が出来れば  
 この後、自分と大臣が会うたびに、合意はでき  
 ないか、いつまでか、と、主として強い圧力を新聞  
 界から受けていたに過ぎない心配は、

大臣： ~~表現~~<sup>現</sup>は、工夫を凝らさなければ、要は、安全保障  
 問題で一致することは退避の意志利の表現であ  
 る。一致するのは時間がかかるとは、一致し

たら早期に退避をせよと言いつつ、合意したら退  
 避するの意志表示がほしいのだ。

大臣： 大臣は、「相互の安全保障上の利益の許  
 す時に」といって、これを拒否。無用に奔走を  
 大臣の心配は付くだろう。

大臣： 言いつつは、相乗情勢が平静化したら  
 退避するということから一歩進んだ表現が必要と  
 いうことだ。

大臣： わたしは、第1に、相乗情勢にか  
 かり退避の表現は要する~~が~~<sup>り</sup>、~~第2に、~~  
~~第2に、~~ 特定の時点で言及する  
 ことはできないが、退避をさらに明確に指図する  
 何等かの  
 表現に同意したいと思う。

大臣： 特定の時点をコミットするのは難しいこと  
 は分かる。この点を一応考慮してほしい。



大臣：諮問委員会に於て賛成の意見が、~~二~~<sup>は</sup>主として経済問題を取扱うものを中心として、他に又諮問しようものとして。

しかし、その前に、選定問題について、何か今までの進行を促進せし、その上で選定措置をとり進めようとするものではないか、この点に就いては、効果の減殺を恐るべきではないか。

大臣：選定問題に就いては、その意見を表現せしめ、その上で、その措置をとり、その意見を参考にしよう。

大臣：選定問題に就いては、その意見を表現せしめ、その上で、その措置をとり、その意見を参考にしよう。

大臣：選定問題に就いては、その意見を表現せしめ、その上で、その措置をとり、その意見を参考にしよう。

大臣：しかし、「政治」委員会に於ては、その意見を表現せしめ、その上で、その措置をとり、その意見を参考にしよう。

大臣：その上で、その措置をとり、その意見を参考にしよう。

大臣：その上で、その措置をとり、その意見を参考にしよう。

大臣：その上で、その措置をとり、その意見を参考にしよう。

大臣：その上で、その措置をとり、その意見を参考にしよう。

大臣：その上で、その措置をとり、その意見を参考にしよう。

大臣：その上で、その措置をとり、その意見を参考にしよう。

大臣：その上で、その措置をとり、その意見を参考にしよう。

大臣：その上で、その措置をとり、その意見を参考にしよう。

大臣：その上で、その措置をとり、その意見を参考にしよう。

か、必要に応じて、ウランから経済問題に比  
 較的に関心して、言明を述べた。

大石： これは問題である。アムステルダム条約は、  
 今年2月20日、軍人犯罪の数が昨年同様に比  
 べ22%減少したと述べた。昔は、こ  
 の委員会に申し込むことが同意であった。今  
 日は、この委員会が機能しなくなっている。  
 この委員会が、平和、経済障壁の除去、教育等  
 の問題について、高層幹部に助言するのを好  
 んでいる。

大石： 社会経済諮問委員会というものは、実  
 際には、戦術的に死活的な問題をこれに持ち込  
 んで、予ての蓄えがある。

これは「人権問題」に関する問題について、  
 別に考えよう。

その上で、公選はどうか。

大石： これは、高層幹部と長期的内政  
 会、とか、その問題は、民主連が教員2法  
 の野党と対決する決意を表明して、変えてい  
 たい。高層幹部は、その説得して、い  
 る。もし現状が流れて対決が行われる  
 場合は、民主連は分裂し、一方暴動が起り、左翼  
 が力を得ようとする可能性がある。もし、その時  
 刻に公選を行えば、その結果は、白黒双方  
 に、好ましくないものがある。どうするか、高  
 層幹部の意見は、民主連が現在言  
 っている。総選挙中は対決するつもり  
 はない。民主連の説得が成功すれば、自民党  
 の助力が必要である。

第2の問題は、高層幹部も、政界各方面

と非核の話し、たが、民主党内に公送を欲  
する者がいるという流一と本を懸念が強いとい  
うことである。

第2には、先、本に合意するに、本  
や派閥の功績と否の如きか、また、民主党  
の功績と否の如きか という問題がある。

北平向義（大元、党内に答之） 派閥内での  
無理に行おうとする。

大元： 先、対決が派閥と本と、派閥内での  
都合よく行うこと。最も混乱の激しい時  
に公送を行おう。現在以上に問題を増やさ  
ないというように取りかかろう。半例は、この  
原則に反対はしないが、タイミング、民主  
党内の動向と、この問題があるというであ  
る。

大元： 本と本とをいって、派閥内での  
先、本と本との関係であるといふ。

大元： 先、派閥内での関係は何かといふ  
と思ふことは、共同声明では、精々、派閥の  
何かといふこと、大元が検討すると答之の形  
で、柔軟化を本と本とよくかき、本と本と  
思ふ。むしろ、本と本と、本と本と、本と本と  
いふかといふことである。

大元： 本は、実際政治上の問題として考  
えよう。本と本との関係は、本と本との  
関係が中心である。他に、社会経済諮問内  
部と、本と本との関係は、本と本との  
関係である。本と本との関係は、本と本との  
関係である。

大元： 本と本との関係は、本と本との  
関係である。

下へく べきは 政府の 態度に 依るべきであらう。小松  
 小松には 自民党の 助力が 必要であらう。  
 大臣： 自民党と 民進党 <sup>とは</sup> ~~は~~ 連絡が 必要であらう。  
 可成り 必要であらう。何か やるべき ことあり。  
 大臣： つぎに 小笠原 氏から うかがう 必要であらうか  
 が、その 態度を 再度 うかがう 必要。これは、この 問題  
 が 沖縄に 与える 影響に どの 程度 影響 するか  
 あり。ワシントン に対し、 総理 及び 大臣 から 有  
 る 本件が 沖縄 問題に どの 程度 影響を ~~与~~ えるか 御  
 考を <sup>し</sup> ~~し~~ 政府に 詳細に 報告 した。 <sup>し</sup>  
 大臣： 本 政府が 国民に 説得 する 必要に、しや  
 く 必要 である。政府は、 米軍が 施設 取  
 る 日本に 安心を 与える 必要に 依る。安全  
 保障に コミット する 立場から 沖縄は  
 事情が 如何なるか。小笠原 氏、 軍事 施設 設け あり

如何なる 説得 した かの 結果、と 言ふ 米軍の  
 善意を 説得 する。 総理 及び 自分 自身、 沖縄  
 は 極東 情勢、 双方の 国内 事情 等は 分子の  
 基礎 了解が 必要であらう。 如何なる 態度  
 解決 すべき かと 思ふ。 小笠原 氏の 解決  
 は 強く 希望 する。 小笠原 氏、 結果 である こと  
 と 確信 する 必要 である。 海軍 等に 意見 する  
 必要。 米軍 政府は 如何なる 態度 である。 日本  
 国民 説得 のため どの 程度 材料 となる。  
 大臣： 内閣 には、 海軍と 米軍 政府の 対応 あり、  
 如何なる 態度 である。 午後に あり、 自分 自身、 如何  
 沖縄に 悪影響 がある こと 確信 がある  
 こと である。 <sup>小笠原 氏から</sup> ~~小笠原 氏から~~ 沖縄 について、  
 国内 事情 等 如何なる 日米 双方の 助け となる こと  
 がある。





大臣： 基地は安海協定の基地と区別し、  
 国民感情については、何らかの表現形式  
 式が考えられるか。分離は説明するに  
 必要と見られる。

大臣： 第3の項内は、支那の安海協定と  
 三輪協定は、小笠原が返還された  
 自衛隊は、この地域に防衛、哨戒、船舶  
 保護等について一層の責任を要するを  
 述べたが、日本政府としては、具体的には  
 何をするつもりか。

大臣： 日本が半島に説明するに際しては  
 措置を要するは当然であり、返還に際して  
 この問題に答えるべきである。

大臣： この前には自分と見做されたい。

大臣： 軍事問題と関係するものは、自  
 己の立場を述べたい。

大臣： 今のところ、大臣に回答しよう。

大臣： 小笠原については、うすうす  
 申すに、これについては、単に  
 使用の問題、自分は、大連領か  
 決定するに、全く分らない、偽りの  
 希望を生かすに、

大臣： 早く分らない。

大臣： 小笠原問題は、大連領と  
 返還の問題、この前には十分  
 意図が述べた、この問題は、  
 両国の間に、  
 聡明な解決を待たなければならない。  
 採るべきは、  
 果ては、  
 大連と、  
 関係する、  
 一語の立場を述べたい。

大臣： この前には、







問題の重要点を冷静に考え、対応方法を早急で

に、~~迅速~~<sup>早急</sup>に整理する対応方法を早急で

大井: この問題は何かしらの考えでいい。

そのうち別の問題がある。次回の委員

協議につき、今年後半例からこの地域に

ADM 配備につき説明があるという。

これはワシントンに行くのが最も便宜な

もの。総理訪米はワシントンと思っ

た。しかし、本場三輪へ行くという

かどうかの問題がある。

大井: この協議は公表するにどうか。

大井: 従来は公表している。半例として

どうなるのか。これは、安全保障等の内

題を静かに話さず、本場へは有用なものは、

大井: 総理と相談したい。

大井: 自分の総理訪米1週間以内に帰国

の予定という。

大井: 本場へは2,3回会う予定がある。

大井: 同感である。

(新聞には、(1) 総理訪米前の指示に従

い大井と会った。今後は2,3回会う予定がある。

今日は第1回である。(2) 会談の趣旨は

総理訪米の準備、土壌作りの利、具体的には

二ヶ所決まりというものである。(3) 今日、

安全保障問題、処理、本場内閣全版、処理性

の福祉の問題等を話し、と発表する

に合意した)

大臣  
事務次官  
森外務審議官  
近藤外務審議官

北米局長  
参事官  
北米課長

極 秘

局長  
参事官  
近藤外務審議官  
森外務審議官  
事務次官  
大臣

沖繩住民の国政参加

昭和42.10.21  
米北

10月21日他国在米大使館  
パーネル参事官に対し、北米局長より、沖繩現地

および本土国会におき、沖繩住民の国政参  
加の問題について関心が高まっていること、

本件実現の見通しについて意見如何と訊  
いたところ、パーネルは、民政府としては、日本

~~国会~~、国会が、沖繩の内政を討議することは  
自体が間違っていると考えられており、それは沖繩

住民を参加させることは、誤りと考えられている  
と答えた。北米局長より、沖繩の内政

~~問題~~ではなく、対沖繩援助等日本側の  
沖繩に対する施策について討議に参加させる

趣旨であると述べたが、パーネルは、どうも  
云々も沖繩問題の中で一線を画するとは

は難しいだろうと述べた。

パーネル参事官は、以下は全くの私見である

ので記録に留めたいと欲しいと前置きの上、  
従前より北米課長の説明によれば、国会に対し

する沖繩代表と云々も、投票権も参議院  
持たない純粋のオヴザバーの地位が考え

られているように、どうであれば、自分個人  
としては、一考に値するものではなかろうと考

える。という事は、沖繩立法院の代表が、た  
また日本にきて、国会に参事人として招かれ

ることを好む以上、むしろ、これをあたり  
前の平常の事として diffuse することが賢明

ではたしかと考へるからであると思へた。  
北米課長より、まさにその事である、たゞにし

か、呼ばれたらこそ、沖繩と野党代表の  
国会答言が大きく報道され、そのため、代表

自身が意識的に強硬な答言をするのであ  
るから、それを国会内に取り込んでしま

は、かえって quiet にする面もあると指摘し  
た。

パーネルより、全く、自分限りの考へたもの意  
見交換であるが、沖繩代表は、何人位かを

考へておるかとの質問した。先方より、現在の定数  
が計算すれば、衆議院5名、参議院2名計

7名であるが、これ程多数である必要はないと  
思う。ただし、衆参両院に共通の代表たり

得るか、別々の代表とするかは問題があり  
得ると答へた。先方は、7名は多過ぎる

が、極数であることが望ましく、例えば、衆議院  
2名、参議院1名という如きは、どうかと思ふ、と

述べた。

次いで、パーネルより、選任方法については如

何と質問した。この時、北米課長より、私見であ  
るが、立法院による選挙が望ましいが、指名  
立法院の

に基づく任命という事も考へられるかも知れな  
かると答へた。先方より、立法院の指名に基づき、高等

弁務官の承認を得て行政主席が任命する、と  
いうことは如何、高等弁務官としては、2名代表

任命に何らかのコントロールを保持したいと考へる  
かも知れないうで、と述べたので、おまへら



差し支えないと思ふと答へた。  
 先方より、~~国政参加~~問題は、今後大々  
 たる問題となると思ふかと質問したので、北  
 米局長より、どうもさういふ情勢のよりに判  
 断される旨答へた。先方は、しからば、<sup>節</sup>  
 個人としては入念くたのみに思ふので研究  
 (対北米オバマの国会承認は)  
 して見たいと述べた。先方より、本件に  
 ついて原則的合意ができれば、総理訪米の  
 際、共同コミニケに謳うことが望ましいと思ふ  
 旨述べた。 (先方、北米局長、北米局長、北米  
 課 佐藤事務官、  
 先方、パーネル事務官)

本件は、今後推進するにせうとしたし

外務省電信案 (分頁)

特秘 (印)	特 (印)	略	平	総第 47399 号
第 1910 号		昭和 42 年 10 月 28 日 20 分		
大至急 (至急)		普通	L.T.F	発電係 早報

大 臣 官房長官	主任 (部)	北 米
事務次官	参事官	起案 昭和 42 年 10 月 28 日
外務審議官	課 長	起案者 渡辺 電話番号 443
官房長	課長補佐	

在 米 下田 使 総領事あて 三木 大臣 発 臨時代理

電 在 大 使 総領事あて 臨時代理

件名 大尼: ジョージン大使 会談 記録

28 70  
 往電 米北第 1329 号に因り (米北米向原同席)  
 1 28 日午前 本大尼は ジョージン大使の来訪を本々  
 別電第 1911 号の小笠原の軍事利用に因  
 り 本大尼が考案するに因り 本大ニを先交の上  
 ジョージンから 冒険往 申入りに対する 中肉の感

触れたい旨 承知した旨 速に  
 大體の当方ハーパーを一読の上 本大ニに有用  
 な提案を本大ニの 本大ニに因り 本大ニに報告す  
 るに付 本大ニに 訓令に因り 本大ニに接し  
 たい旨 本大ニに 本大ニに 本大ニに 本大ニに  
 (1) 硫黄島の問題が 米国内政と因り 関係  
 する 最も 困難を生じている 本大ニに 本大ニに  
 日本側の記念碑等に因り 本大ニに 本大ニに  
 同島に 米国の戦死者を埋葬するに因り 本大ニに  
 本大ニに 硫黄島が 他から 分離し  
 米国内政に因り 最も 助けて  
 (2) 本大ニに 本大ニに 本大ニに 本大ニに  
 琉球と 直接連絡の 本大ニに 本大ニに  
 本大ニに 本大ニに 本大ニに 本大ニに  
 本大ニに 本大ニに 本大ニに 本大ニに



にもお分りせられたことと要請したのに対し  
 大分は、それと十分分るうかが一つの可能性  
 とい。大流総と17日、総理と直接お話しした。  
 後、お分けは、最終決定を(有)二つの案の  
 うちを考慮に入れようといふこと。 ~~###~~  
~~#####~~ ~~#####~~ ~~#####~~ 小笠原以外  
 にはない。そのほかの困難は、事前に双方の  
 受諾し、それを虫せと尋うが、<sup>特に</sup>小笠原に  
 ついては、以上の可能性の案の二つを考慮に申  
 上げようといふこと。  
 二つに対し、本大臣は、最終決定<sup>か</sup>を、~~###~~  
 総理と大流総との間に到達するべきことと  
 して、お話しした。お分けは、その前に大<sup>井</sup>~~#####~~  
<sup>条件の方向に</sup>ついでに、お話しした。お分けは、その  
 \* 貴府と協定し、お分けは、お分けは、一段の男

力の発動と要請した。  
 4. 外部に対しては、<sup>総理</sup>討議の時期と進め方の  
 こと、討議について、<sup>これは小笠原にのみ</sup>全体の認識、<sup>###</sup>お分けの感  
 情、ワシントンから来たこと、お分けは、  
 全般の件としてお分けは、会議内容の  
 こと、そのお分けは、お分けは、

極 秘  
無 期 限  
10 部の内  
7 号

沖縄、小笠原問題に関する  
大臣、米大使会談のため先  
方に手交すべき覚書(案)

昭和42 626  
北米局

1. サン・フランシスコ平和会議以来、わが国は  
一貫して沖縄、小笠原問題は、日米友好関係の  
枠内で解決しうる問題であることを内外に明ら  
かにしてきた。吉田総理は、平和条約調印後  
1951年10月の国会において、「国民諸君  
が冷静に事態に対処して米國政府の善意に信頼  
をおかれ、これら諸島の地位に関する日米兩國  
の協定の結果を待たれるよう希望いたすもので  
あります。」と述べており、爾來歴代内閣は、  
沖縄、小笠原の日本及び極東の平和と安定のため  
果している役割りを強調して、返還を要望する  
国民に対し、米國の善意に信頼して時期の到  
るのを待つよう説いてきたのである。

1965年1月の佐藤総理、ジョンソン大統領  
會談の共同声明は、沖縄、小笠原の施政権返  
還問題に関し、「総理大臣はこれら諸島の施政

権ができるだけ早い機会に日本に返還されるよ  
うにとの願望を表明し、さらに琉球諸島の住民  
の自治の拡大及び福祉の一層の向上に対し深い  
関心を表明した。大統領は施政権返還に対する  
日本政府及び國民の願望に対して理解を示し、  
極東における自由世界の安全保障上の利益がこ  
の願望の実現を許す日を待望していると述べた。  
としている。沖縄、小笠原問題に関する今日ま  
での日米兩政府の態度はこの共同声明に示され  
たとおりであるので、~~国会における果次の質疑~~  
~~応答に~~<sup>42の機会に</sup>、佐藤総理は、「沖縄、小笠原  
は日本の領土であり、住民は日本國民である。  
これが20年以上にわたり外國の施政下にある  
ことはなほだ不自然であり、その返還は日本  
國民の熱望である。同時に政府は、沖縄、小笠  
原が日本を含む極東の平和と安定に果している  
役割りを認識し、これを念頭におきつつ、日本  
國民の願望と沖縄、小笠原に対する軍事的要請  
とをいかに調整して行くかについて米國と協議  
しつつ、この困難な問題の解決に努力する。」



ものなる趣旨を説いているのである。

2 沖縄、小笠原問題は夙に日本国内における反政府勢力の政府攻撃材料であつたが、最近一兩年はこの問題は広く国内各方面の関心を集めるところとなり、既往のごとく単に反政府方面から全面返還を呼号するのみにとどまらず、与党を含む各界より、いわゆる施政権の機能別返還、地域別返還、あるいはさらに基地付全面返還等の意見が展開され、また多くの日本人が国内のみならず米國に渡つてこれらの見解について米朝野に訴ふるに至つた。

このような傾向は、1960年の安保条約改訂後日米兩國間の大きな問題は逐次解決し、沖縄、小笠原問題のみが残つて次第に前面に現われてきた事情もあるが、基本的には日本の領土及び國民の一部があたかも半永久的に外國の施政下におかれているという事實に類するところである。最近幾年、日本國民の國民的意識と自信の伸張みるべきものあり、これに伴い自國の領土及び國民が20年以上の長きにわたつて外

國の施政權下に置かれている状態を放棄すべきにあらずとの主張は、日本國民にとりその政治的立場を如何にか、わすれず、~~如何にか、わすれず、~~國民的熱望によつて強力に支持されることとなつてきた。殊に沖縄、小笠原問題をめぐる論議は、安保条約のいわゆる1970年問題とも関連して今後ますます活潑化することが予想せられ、かかる國民的動向を放棄すれば、日米関係を離間せんとする勢力の利用するところとなるのは明らかであり、政府としてはこの問題の解決の方向を國民に示しつつその打開を図ることが急務となつてきている。

他方沖縄において<sup>も</sup>施政權返還運動が逐次激化し、これに伴い沖縄において与野党の分極化の傾向が強まりつつあり、米側の施政權実施も漸次複雑の度を加えているやに觀察され、このまま推移すればやがて基地の運用にもと角の支障をきたすおそれが生ずるものとみられる。

3 日本政府としては、以上の情勢を真剣に考慮した上、日米兩國政府は日米友好協力關係の維持発展の目的から、また極東地域における平和

と安全の確保のための共通の利益の上に立つて、沖縄、小笠原問題の解決の方途を探索すべき時期に当面していると信じ、下記のように提案するものである。

(1) 沖縄の果している軍事的役割りを阻害することなく施政権返還を実現する方途を見出すよう検討を進めること。

沖縄問題に対するわが方の基本的態度は、既述のごとく、沖縄の果している軍事的役割りと返還に対する日本国民の願望を調整することにある。この立場を論理的に一步進めれば、沖縄には米軍基地を存続せしめて米軍に所要の活動を保証しつつ施政権を返還する方途を探索することとなる。

この見地より、(1)安保条約及び地位協定の適用上生ずべき問題、特に事前協議条項に関する問題、(2)引続き提供すべき基地の固定、公益事業の扱い方、等施政権返還に伴い生起すべき問題、等につき日米間に検討を進めることとする。

(2) 沖縄に関する当面の諸問題の改善を図ること。

沖縄に対する米側の施政は、近年自治権拡大、民生向上を旨として著るしく改善の跡がみられていると認められるが、なお外国の施政下であり、外国軍隊が駐留するという事実から現に幾多の問題が存する。よつて、究極的には施政権返還の場合の法制上、行政上、あるいはまた社会的、経済的の支障を来さないよう、(1)本土との一体化、(2)自治権の拡大、(3)琉球政府の強化、(4)本土との格差是正、を計画的、かつ、組織的に推進する方途を検討するとともに、これらの分野において、米国の施政権の枠内において日本政府が責任を分担しうるような措置、たとえば南方連絡事務所機能の拡大、経済援助の効率化、等について適切な措置を検討実施する。さらに当面米琉間の摩擦の原因と認められるいわゆる人権問題の解決に一段と努力を払う。

7  
(3) 小笠原の施政権を返還することとしその準備を進めること。

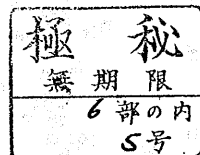
従来小笠原の果す軍事的役割りについては米側より十分な説明がなく、米國が極東における平和と安定のため軍事的理由から小笠原の施政権を保持するということを日本政府として正当化することはきわめて困難である。さらに戦争直後西欧系住民のみの小笠原帰島を許したという非常に不愉快な事実もあり、小笠原の帰島ないし返還の問題について日本政府が米國の措置を非難する余地なく、この問題を日米友好関係の枠内で收拾する方途に苦しまざるをえない。帰島実現はもとより歓迎するところであるが、帰島に伴い住民に対する施政について莫大の問題も生起すべきのみならず、今日の事態においては帰島が施政権返還の要求を刺戟することは明らかである。よつてこの際一步を進めて早急に施政権を返還することとし、小笠原に存続すべき米軍施設の問題を含め、その準備を進めることとす

18  
るのが時宜に適している。

4 沖縄、小笠原の問題は、日本の安全保障の問題であり、極東における自由諸國の平和と安全の問題であつて、この問題のために日米協力関係が阻害されたり、一時の問題のために長期的政策に禍根を残すような誤りを犯してはならない。しかしながら、沖縄、小笠原が米國の施政下に入つてより20年を経過し、いろいろな問題が20年の情性に流されて動いていることが多いとの感を禁じえないのである。日本政府としてはこの問題解決の至大な困難性を十分認識しているものであるが、その困難性の故にこの問題の解決への努力を怠ることはかえつて将来その解決をより困難ならしめるものと考えらる。歲月は移りつつあり、われわれは今や将来にわたり極東地域の安定と繁栄を図るため、日米兩國がいかにか協力して行くべきかを探求すべき時期が訪れていると信ずるものであり、この見地より以上の提案に米側が応ずることを期待する。



北米課長



AIDE-MEMOIRE (案)

July 12, 1967

1. Ever since the San Francisco Peace Conference, the Japanese Government has been consistent in maintaining domestically and internationally that the problem of Okinawa and Ogasawara can be solved within the context of friendly relationship between Japan and the United States. Immediately after the signing of the Peace Treaty, Prime Minister Yoshida stated at the Diet in October 1951: "It is my hope that all of my fellow countrymen will meet the situation calmly, place your faith in the good intentions of the United States Government and look forward to <sup>an eventual solution by</sup> ~~the outcome of an agreement~~ between Japan and the United States on the status of these islands." All of the subsequent cabinets have urged the Japanese people, in the face of their demand for the return of these islands, to trust the good intentions of the United States and wait for a ripe opportunity, emphasizing the role Okinawa and Ogasawara play for peace and <sup>security</sup> ~~stability~~ in the Far East including Japan.

The Joint Communique issued by Prime Minister Sato and President Johnson at their talks in January 1965 contains the following passage as regards the question of reversion of the administrative right over Okinawa and Ogasawara: "The Prime

Minister

- 2 -

Minister expressed the desire that the administrative control over these islands will be restored to Japan as soon as feasible and also a deep interest in the expansion of the autonomy of the inhabitants of the Ryukyus and in further promoting their welfare. Appreciating the desire of the government and people of Japan for the restoration of administration to Japan, the President stated that he looks forward to the day when the security interests of the free world in the Far East will permit the realization of this desire."

This passage well reflects the basic positions of our two governments on the problem of Okinawa and Ogasawara which they have maintained up to the present. Hence Prime Minister <sup>has been stating on various occasions in effect</sup> ~~Sato takes the following position on this problem, as can be seen through his statements to frequent interpellations at the Diet:~~ "Okinawa and Ogasawara are territories of Japan and their residents are Japanese nationals. It is indeed unnatural that they have been placed under the administration of a foreign country for more than twenty years, and it is the ardent desire of the Japanese people that they be returned to Japan. At the same time, the Government recognizes the role which Okinawa and Ogasawara are playing for peace and <sup>security</sup> ~~stability~~ in the Far East including Japan. While keeping this in mind, the Government will consult closely with the United States on how to adjust the desire of the Japanese people and military

requirements

requirements for these islands, and will make its efforts for the solution of this difficult problem."

2. The problem of Okinawa and Ogasawara has long been used as ammunition to attack the Government by the opposition forces. In the past year or so, however, it has come to draw broader attention from ~~various~~ other circles in Japan. These days, not only the cry for total reversion <sup>and removal of military bases</sup> is raised from the opposition forces, but a number of <sup>other</sup> views have ~~come to be~~ <sup>some members of</sup> expressed from various quarters in Japan including the government party in the form of such ideas as the so-called functional reversion, reversion on the basis of regional separation of bases and other areas, or total reversion while retaining the existing military bases. Also, a number of Japanese have not only advocated these views in Japan but have gone to the United States to appeal directly to the government and the people of the United States on these ideas.

These developments result partly from the fact that major problems between Japan and the United States have been gradually solved after the revision of the Security Treaty in 1960, and the problem of Okinawa and Ogasawara has come to the fore as the only remaining issue in the eyes of the public. More fundamentally, however, they are derived from the fact that a part of the territory and ~~the~~ people of Japan has been placed under

under the administration of a foreign country as if on a semipermanent basis. As the Japanese people have regained to a great extent their national consciousness in recent years, they have come to support strongly regardless of their political affiliations the assertion that they should not neglect the situation where a part of their territory and fellow countrymen has been placed under the administration of a foreign country for more than twenty years. Particularly, in connection with the so-called 1970 problem of the Security Treaty, discussions on the problem of Okinawa and Ogasawara are expected to grow much intensified in years to come. If such a trend ~~of national~~ ~~scale~~ is left to take its own course, it might increasingly be exploited by forces which try to sow discord between Japan and the United States. For these reasons, the Japanese Government considers it opportune that our two governments attempt to find a solution to this problem through frank consultations between themselves.

In the meantime, reversion movements have been intensified in Okinawa, and the trend of polarization between the government party and the opposition in Okinawa has seemingly been strengthened. It appears in these circumstances that the United States authorities might gradually face complications in the exercise of their administrative powers, and in case the present trend continues,

continues, it is not inconceivable that the operation of bases itself might some day fare inconveniences.

3. After giving a most serious consideration to the situations described above, the Japanese Government <sup>is now</sup> has been convinced that our two Governments should begin to explore means of solution to the problem of Okinawa and Ogasawara on the basis of their common interest in the maintenance of peace and security in the Far Eastern region, and for the purpose of maintaining and further developing friendly and cooperative relations between the two countries. The following are the proposals of the Japanese Government for this purpose.

(1) As regards Okinawa:

(A) To examine possible means by which the administrative right can be returned to Japan without giving adverse effects to the military role which Okinawa should play:

The basic attitude of the Japanese Government on the problem of Okinawa is, as stated above, to make necessary adjustments between the desire of the Japanese people for its restoration and the military role it plays. When this is logically carried a little further, it would mean to search for a formula which enables the restoration of the administration to Japan while arranging for continued existence of military

<sup>m</sup> Military bases of the United States which will be able to meet the security requirement in the Far East.

From this point of view, our two Governments should examine (i) the substance of the military requirements <sup>to fulfill the</sup> role to be played by Okinawa, and (ii) problems which may arise from the application of the Security Treaty and the Status of Forces Agreement to Okinawa.

(B) To make further improvements on more immediate problems:

In recent years, marked improvements have been observed in the administration of the United States over Okinawa in the direction of the expansion of autonomy and the improvement of welfare of the residents. However, various problems still exist in Okinawa due to the fact that it remains under the <sup>foreign</sup> administration of a foreign country and <sup>a</sup> armed forces of a foreign country are stationed there.

Accordingly, parallel with the examination of means of the restoration of the administrative right, our two Governments should <sup>confirm and declare as their common policy</sup> examine, with the <sup>for the purpose</sup> ultimate aim of preventing legal, administrative as well as social and economic difficulties which might arise at the time of the reversion, <sup>possibilities of making</sup> to encourage progress

progress in a well-planned and systematic manner in such areas as (i) identification with Japan proper, (ii) expansion of autonomy, (iii) <sup>improvement</sup> ~~strengthening~~ <sup>the administrative</sup> ~~of~~ <sup>abilities</sup> of the Government of the Ryukyu Islands and (iv) <sup>elimination</sup> ~~narrowing~~ of <sup>the</sup> gaps which exist between Okinawa and Japan proper.

*in economic and social standards*  
 For this purpose, the two Governments should examine and implement appropriate measures whereby the Japanese Government <sup>will be enabled to play more active role</sup> may share certain responsibilities in the above areas within the bounds of the administrative right of the United States, such as the expansion of functions of the Nampo Liaison Office or more efficient procedures for the provision of economic assistance from Japan. Further efforts should also be made to minimize sources of friction between the United States forces and the Okinawan residents.

(2) As regards Ogasawara:

To reach an understanding that the administration over Ogasawara be returned to Japan, and to make necessary <sup>arrangements</sup> preparations for this end:

~~The United States side having not given satisfactory~~  
 In view of the <sup>military</sup> ~~seemingly limited significance of~~ explanations on the military role of Ogasawara, it is ~~somewhat~~ difficult for the Japanese side to understand that the United States <sup>is unable to relinquish the</sup> ~~is unable to relinquish the~~ <sup>the reason why</sup> ~~has to retain~~ <sup>should</sup> administrative

*Handwritten notes:*  
 P 34  
 ECR  
 (circled)

administrative right <sup>over</sup> on Ogasawara because of the military needs in maintaining peace and stability in the Far East. Moreover, as there is a fact that a part of the former residents who have the Caucasian origin were allowed to return to the islands soon after the war, it is extremely difficult to persuade the Japanese people to accept the continuation of the present situation concerning the problems of the return of the former residents to the islands or of the restoration of the administration to Japan.

If it is possible to have the former residents return to the islands, it would of course be welcome. However, as it might give rise to troublesome problems in relation to the administration over these residents, it is more pertinent to take another step forward so as to agree to an early restoration of the administration to Japan, and make necessary <sup>arrangements</sup> preparations for it, including the examination of the United States military facilities to be continued on Ogasawara.

4. The question of Okinawa and Ogasawara is one of the security of Japan and of peace and security of free countries in the Far East. Caution should be taken <sup>therefore</sup> lest the cooperative relations between <sup>our two countries</sup> Japan and the United States be impaired because of this question, and lest seeds for <sup>difficulties</sup> ~~difficulties~~ be <sup>in the process of solving</sup> ~~in the process of solving~~ <sup>complications</sup> ~~left~~ <sup>left</sup>

and the maintenance and development of the cooperative relations between Japan and the United States is essential for the peace and stability of the region.

*to avoid immediate difficulties.*  
left for the future ~~because of the immediate issues.~~ As regards the question of reversion, it needs hardly be said that Japan, in taking it up, should fully examine numerous problems which may accompany it and be prepared to cope with them as problems of its own. *When examining various problems concerning Okinawa and Ogasawara* One cannot, however, help feeling that *they sometimes* various problems are being handled from force of habit of twenty years during which Okinawa and Ogasawara have been under the administration of the United States. While fully recognizing the difficulties involved in the attempt to solve this problem, the Japanese Government is of the view that to neglect the solution of this problem because of such difficulties would make its solution in future all the more difficult.

~~In view of the ever changing situations,~~ The Japanese Government is convinced that the time has come for our two countries to squarely face the Okinawa and Ogasawara issue in the interest of everlasting stability and prosperity in the Far Eastern region. It is hoped from this point of view that the United States will fully examine the above proposals.

AIDE-MEMOIRE (案)

July 5, 1967

1. Ever since the San Francisco Peace Conference, the Japanese Government has been consistent in maintaining domestically and internationally that the problem of Okinawa and Ogasawara can be solved within the framework of friendly relationship between Japan and the United States. Immediately after the signing of the Peace Treaty, in October, 1951, Prime Minister Yoshida stated at the Diet, "It is my hope that all of my fellow countrymen will meet the situation calmly, place your faith in the good intentions of the United States Government and look forward to the outcome of an agreement between Japan and the United States on the status of these islands." All of the subsequent cabinets have urged the Japanese people, in the face of their demand for the return of these islands, to trust the good intentions of the United States and wait for a ripe opportunity, emphasizing the role Okinawa and Ogasawara are playing for peace and stability in the Far East including Japan.

The Joint Communiqué issued by Prime Minister Sato and President Johnson at their talks in January, 1965 contains the following passage as regards the question of reversion of the administrative rights over Okinawa and Ogasawara: "The Prime Minister



Minister expressed the desire that the administrative control over these islands will be restored to Japan as soon as feasible and also a deep interest in the expansion of the autonomy of the inhabitants of the Ryukyus and in further promoting their welfare. Appreciating the desire of the government and people of Japan for the restoration of administration to Japan, the President stated that he looks forward to the day when the security interests of the free world in the Far East will permit the realization of this desire."

This passage well describes the basic positions of our two governments on the problem of Okinawa and Ogasawara which have been maintained up to the present. Prime Minister Sato has stated in effect, through frequent deliberations at the Diet, "Okinawa and Ogasawara are territories of Japan and their residents are Japanese nationals. It is indeed unnatural that they have been placed under the administration of a foreign country for more than twenty years, and it is the ardent desire of the Japanese people that they be returned to Japan. At the same time, the Government recognizes the role which Okinawa and Ogasawara are playing for peace and stability in the Far East including Japan. While keeping this in mind, the Government will consult closely with the United States on how to adjust the desire of the Japanese people and military requirements for these islands, and will make its efforts for solution

solution of this difficult problem."

2. The problem of Okinawa and Ogasawara has long been used as ammunition to attack the Government by the opposition forces. In the past year or so, however, it has come to draw broader attention from various other circles in Japan. These days, not only the cry for total reversion is raised from the opposition forces, but a number of views have come to be expressed from various quarters in Japan including the government party in the form of such ideas as the so-called functional reversion of the administrative rights, reversion on the basis of regional separation of bases and other areas or total reversion while retaining the existing military bases. Also, a number of Japanese have not only advocated these views in Japan but have gone to the United States to appeal directly to the government and the people of the United States on these ideas.

These developments result partly from the fact that major problems between Japan and the United States have been gradually solved after the revision of the Security Treaty in 1960, and the problem of Okinawa and Ogasawara has come to the fore as the only remaining issue. More fundamentally, however, they are derived from the fact that a part of the territory and the people of Japan has been placed under the administration of a foreign country as if on a semipermanent basis. As the Japanese people have regained to a great extent their national consciousness

consciousness in recent years, the case that they should not neglect the situation where a part of their territory and fellow countrymen has been placed under the administration of a foreign country for more than twenty years has come to be widely supported by them regardless of their political positions. Particularly, in connection with the so-called 1970 problem of the Security Treaty, discussions on the problem of Okinawa and Ogasawara are expected to grow much intensified in years to come. If such a trend of national scale is left to take its own course, it might even come to be exploited by forces which try to sow discord between Japan and the United States. For these reasons, the Japanese Government considers it urgent that our two governments attempt to find a solution to this problem through frank consultations between themselves.

In the meantime, reversion movements have been intensified in Okinawa, and the tendency of polarization between the government party and the position in Okinawa has also been strengthened. Under such circumstances, it appears that the United States authorities have come to face increasing complications in the exercise of their administrative rights, and in case the present trend continues, it is not inconceivable that they some day encounter interferences in the operation of bases.

3. After giving a most serious consideration to the situations described above, the Japanese Government has been convinced

that

that our two Governments should begin to explore means of solution to the problem of Okinawa and Ogasawara on the basis of their common interest in the maintenance of peace and security in the Far Eastern region, and for the purpose of maintaining and further developing friendly and cooperative relations between the two countries. The following are the proposals of the Japanese Government for this purpose.

(1) As regards Okinawa:

- (A) To examine possible means by which the administrative rights can be returned to Japan without giving adverse effects to the military role of Okinawa.

The basic attitude of the Japanese Government on the problem of Okinawa is, as stated above, to make necessary adjustments between the desire of the Japanese people for its restoration and the military role it plays. When this is logically carried a little further, it would mean to search for a formula which enables the restoration of the administrative rights while admitting the continued existence of military bases and guaranteeing necessary freedom of activities of the United States forces.

From this point of view, our two Governments should examine certain questions which are bound to arise in connection with the reversion, such as (i) the substance

of

of the military role to be played by Okinawa, (ii) problems which may arise from the application of the Security Treaty and the Status of Forces Agreement to Okinawa, and (iii) demarcation of bases to be provided to the United States forces.

(B) To make further improvements on more immediate problems.

In recent years, marked improvements have been observed in the administration of the United States over Okinawa in the direction of the expansion of autonomy and the improvement of welfare of the residents. However, various problems still exist in Okinawa due to the fact that it remains under the administration of a foreign country, and armed forces of a foreign country are stationed there.

Parallel to the examination of means of the restoration of the administrative rights, our two Governments should examine, with the ultimate aim of preventing legal, administrative, social and economic difficulties which might arise at the time of the reversion, possibilities of making progress in a well-planned and systematic manner in such areas as (i) identification with Japan proper, (ii) expansion of autonomy, (iii) strengthening of the Government of the Ryukyu Islands

and

and (iv) narrowing of gaps which exist between Okinawa and Japan proper.

Also, the two Governments should examine and implement appropriate measures whereby the Japanese Government can share certain responsibilities in the above areas within the bounds of the administrative rights of the United States, such as the expansion of functions of the Nampo Liaison Office or more efficient procedures for the provision of economic assistance from Japan.

Further efforts should also be made for the solution of the so-called human rights problem which now appears to cause some frictions between the United States authorities and the Okinawan residents.

(2) As regards Ogasawara:

To reach an understanding that the administrative rights over Ogasawara be returned to Japan, and to make necessary preparations for this aim.

The United States side having not given satisfactory explanations on the military role of Ogasawara, it is somewhat difficult for the Japanese side to understand that the United States is unable to relinquish the administrative rights on Ogasawara because of the military needs in maintaining peace and stability in the Far East.

Moreover,



Moreover, as there is a fact that a part of the former residents who have the Caucasian origin were allowed to return to the islands soon after the war, it is extremely difficult to persuade the Japanese people to accept the continuation of the present situation concerning the problems of the return of the former residents to the islands or of the restoration of the administrative rights to Japan.

If it is possible to have the former residents return to the islands, it would of course be welcome. It might, however, give rise to troublesome problems in relation to the administration over these residents. It is therefore more pertinent to take another step forward so as to agree to an early restoration of the administrative rights, and make necessary preparations for it including the examination of the United States military facilities to be continued on Ogasawara.

4. The question of Okinawa and Ogasawara is, considered from another angle, the question of the maintenance of security of Japan and of peace and security of free countries in the Far East. Caution should be taken lest the cooperative relations between Japan and the United States be impaired because of this question, and lest seeds for difficulties be left for future handling of the problem from the view-point of long-term

policies

policies because of the immediate issues.

As regards the question of reversion, it needs hardly be said that the Japanese side, in taking it up, should fully examine numerous problems which may accompany it and be prepared to cope with them as problems of its own. The Japanese side, however, can not help feeling that various problems are being handled from force of habit of 20 years during which Okinawa and Ogasawara have been under the administration of the United States.

While fully recognizing the enormous difficulties involved in the attempt to solve this problem, the Japanese Government is of the view that to neglect the solution of this problem because of such difficulties would make its solution in future all the more difficult.

In view of the ever changing situations, the Japanese Government is convinced that this is the time for our two countries to explore how they should cooperate with each other in order to attain everlasting stability and prosperity in the Far Eastern region.

It is hoped from this point of view that the United States will fully examine the above proposals.

極 秘

(1)

From this point of view, our two Governments should examine (i) strategic role of Okinawa and requirements of military facilities therein in the light of the present and future security needs of the region, and (ii) problems which may arise from the application of the Security Treaty and the Status of Forces Agreement to Okinawa.

極 秘

(2)

Parallel with the examination of means of the restoration of the administrative right, our two Governments should confirm ~~and declare~~ as their common policy, for the purpose of preventing legal, administrative as well as social and economic difficulties which might arise at the time of the reversion, to <sup>make further</sup> encourage progress in a well-planned and systematic manner in such areas as (i) <sup>the</sup> identification with <sup>of Okinawa</sup> Japan proper, (ii) expansion of autonomy, <sup>of Okinawan residents</sup> (iii) improvement of the administrative abilities of the Government of the Ryukyu Islands and (iv) elimination of ~~the~~ gaps which exist in economic and social standards between Okinawa and Japan proper.

For the effective implementation of this policy ~~greater and more direct~~ contribution by the Japanese Government to the administration of Okinawa would be necessary and desirable. With this in mind, the two Governments should examine and implement appropriate measures whereby the Japanese Government will be able to render more positive contribution to the administration of Okinawa by, for example, giving advice and assistance to the Government of the Ryukyu Islands in its legislative and administrative functions. Further efforts should also be made to minimize sources of friction between the United States forces and the Okinawan residents.

極秘  
赤平

(3)

The return of the administrative right over Ogasawara would be a concrete proof of good faith of the United States and would strengthen the belief on the part of the Japanese that it will be possible to solve the <sup>problem</sup> ~~question~~ of Okinawa also within the context of the relationship <sup>of</sup> mutual trust between Japan and the United States.

極秘

(4)

4. The problem of Okinawa and Ogasawara is one of the security of Japan and of peace and security in the Far East. However important the <sup>military</sup> ~~security~~ aspect of the problem may be, a solution should be sought not solely from the viewpoint of <sup>immediate</sup> military needs but from broader and more comprehensive point of view to further consolidating the cooperation and friendly relations between Japan and the U.S. ~~Therefore, it~~ is felt that ~~extreme~~ caution should be taken lest seeds for difficulties be left for the future relations between our two countries because of <sup>the existing military</sup> ~~hasty decisions~~ or political expediences.

~~One cannot, however, help feeling that various problems~~  
~~It would be most unfortunate if this~~  
~~are being~~ <sup>were</sup> handled from force of habit of twenty years during which Okinawa and Ogasawara have been under the administration of the United States. While fully recognizing the difficulties involved in the attempt to solve this problem, the Japanese Government is of the view that to neglect the solution of this problem because of such difficulties would make its solution in future all the more difficult.

The Japanese Government is convinced that the time has come for our two countries to squarely face the Okinawa and Ogasawara issue in the interest of everlasting stability and prosperity in the Far Eastern region. It is hoped from this point of view that the United States will fully examine the above proposals.